

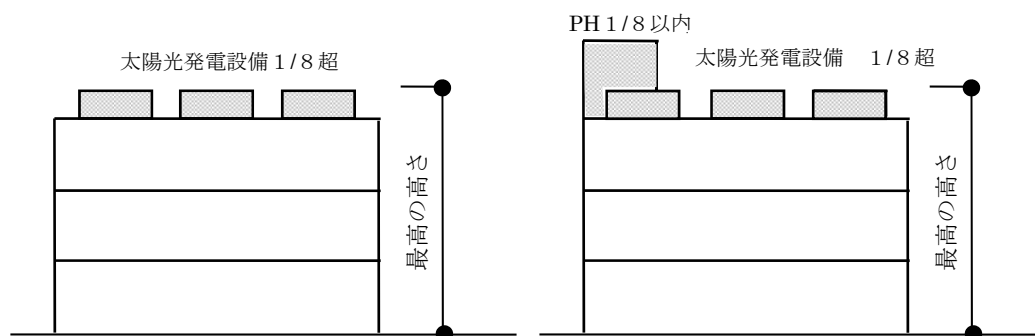
Q-1

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備は建築物の高さに算入されますか。

A-1

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備は、当該建築設備を建築物の高さに算入しても、建築基準関連規定に適合する場合は、令第2条第1項第6号ロに規定する「屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱います。

従って、当該建築設備とPHの水平投影面積の合計が建築面積の $1/8$ を超える場合は「屋上部分」として取り扱わないことから、建築基準法の最高の高さは以下ようになります。



- ・ PHは「屋上部分」に該当するが、建築面積の $1/8$ 以内のため、高さに算入しない。

太陽光発電設備等が建築面積の $1/8$ 以下の場合など、上記以外に関する事例は、「基準総則・集団規定の適用事例2017年度版」101ページの「太陽光発電設備」をご参照ください。